

<h1>第 10 号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2023. 7.12</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

5 月 8 日以降の新型コロナの勤務認証

5 月 8 日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症になりました。同じ 5 類感染症とされる季節性インフルエンザ感染時と基本的には同様の取り扱いとなり、「私傷病」となります。（「免除」ではありません）

※実際には、本人の希望で「年休」を使う事は可能です。

検査キットを使用して陽性の場合で、5 日を超えて休む場合は、病院で新型コロナウイルス感染症陽性の診断書をもらい会社へ提出する必要があります。なお、保存休暇を使う場合には、1 日目から診断書が必要です。

また、家族に陽性者がいたとしても濃厚接触者の定義はありませんから、就業の制限はありません。

【労働協約・協定集より抜粋】

（欠勤の手続）

第 37 条 組合員は、欠勤する場合、事前に所定の手続きをとるものとする。ただし、やむを得ない事由でこれによることができない場合は、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

2 組合員は、傷病により継続して 5 日を超えて欠勤する場合、体養見込期間を記載した医師の診断書（柔道整復師の発行する施術証明書を含む。以下同じ。）を添えて届け出るものとする。

3 組合員は、休養見込期間経過後、引き続き欠勤しなければならないときは、更にその手続きをとるものとする。

【厚生労働省HPより抜粋】

外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後 5 日間で他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を 0 日目（無症状の場合は検体採取日を 0 日目）として 5 日間は外出を控えること、かつ、

・ 5 日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して 24 時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

J R バス 関東 で 働く 仲間 を 一つ に !